宮若市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年10月10日　制定

令和3年11月10日　改正

令和5年3月10日　改正

宮若市農業委員会

第１　基本的な考え方

　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

　宮若市においては、平坦部と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められる。

　平坦部においては、大半が水田として利用されているため、圃場整備等が実施された優良な農地については保全し、稲作を中心とした麦・大豆等の土地利用型作物の高度利用を図り、認定農業者、農地所有適格法人を中心に農地の集積・集約化を進め、「地域計画」（令和4年改正の農業経営基盤強化促進法（以下「改正基盤法」という。）第19条第１項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組み、経営の効率化やブランド化による農業収益の向上を図ることも求められる。

　中山間地では、野菜、花き、花木の他、水稲栽培も盛んに行われているが、鳥獣被害や未圃場整備等による耕作条件不利地であるため、営農意欲の低下、高齢化に伴う後継者や担い手の不足などから、遊休農地の発生が懸念される。その発生防止・解消、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

　以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第７条第１項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が進んでいくよう、宮若市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法及び目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第６条第１項に規定する宮若市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行う。

　また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２　具体的な目標、推進方法及び評価方法

１．遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積  （Ａ） | 遊休農地面積  （Ｂ） | 遊休農地の割合　（Ｂ／Ａ） |
| 開始年の現状  （平成30年度末） | 1,780ｈａ | 14ｈａ | 0.78％ |
| 中間年の現状  （令和3年度末） | 1,771ｈａ | 17ｈａ | 0.95％ |
| 目　　標  （令和5年度末） | 1,765ｈａ | 17ｈａ | 0.96％ |

注１：管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」（H28）の数値。目標数値は、3ha/年の農地転用等による減少を勘案。

注２：遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による平成29年度農地利用状況調査により把握した、第32条第1項の1号及び2号に該当する総面積。

【目標設定の考え方】　遊休農地面積を増加させず、現状維持することを目標とする。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

　　ア　農地法第30条第１項の規定による「農地の利用状況調査」を、推進委員及び農業委員の連携において実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

　　イ　農地パトロールについては、「農地の利用状況調査」の時期にかかわらず、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動として、日常的に実施する。

ウ　利用意向調査の結果を踏まえ、推進委員及び農業委員は、あっせん等の農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。また、必要に応じて戸別訪問を行い、農地所有者の意向を把握するとともに、農地中間管理機構や関係機関と連携し、遊休農地の解消に取り組む。

エ　利用状況調査と利用意向調査の結果は、事務局が速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映することで、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②　農地中間管理機構との連携について

　利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構へ貸付けを希望する農家は、地区担当推進委員及び農業委員による仲介などを通じて、農地中間管理機構への貸付け手続が行えるようにする。

③　非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

（２）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

　　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２．担い手への農地利用集積について

（１）担い手への農地利用集積目標

　平坦部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積（Ａ） | 集積面積  （Ｂ） | 集積率  （Ｂ／Ａ） |
| 開始年の現状  （平成30年度末） | 1,381ｈａ | 403ｈａ | 29％ |
| 中間年の現状  （令和3年度末） | 1,379ｈａ | 491ｈａ | 35％ |
| 目　　標  （令和5年度末） | 1,377ｈａ | 600ｈａ | 43％ |

中山間地

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積（Ａ） | 集積面積  （Ｂ） | 集積率  （Ｂ／Ａ） |
| 開始年の現状  （平成30年度末） | 399ｈａ | 54ｈａ | 13％ |
| 中間年の現状  （令和3年度末） | 398ｈａ | 90ｈａ | 22％ |
| 目　　標  （令和5年度末） | 397ｈａ | 120ｈａ | 30％ |

注１：中山間地とは、旧笠松村の一部（倉久、上有木）、及び旧吉川村の一部（乙野、湯原、脇田、日吉）。平坦部とは、中山間地以外の地区。

【目標設定の考え方】

本市の農地集積率は平坦部と中山間地で格差がある。本市では、開始年の現状を鑑み、目標を平坦地で600haとする。中山間地については、当面集積率30％を目標とする。

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①　「地域計画」の作成・見直しについて

　　　　農業委員会として、地域（１集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②　農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等について、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③　農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

　　　　また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

　④　農地の所有者が確知することができない農地の取扱い

基盤整備が完了した農地や農振農用地内等において遊休化している農地のうち、特に優良農地であり、所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

　　　担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

　　　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

|  |  |
| --- | --- |
|  | 新規参入者数  （新規参入者取得面積） |
|
| 開始年の現状  （平成30年度末） | 2人（法人）  （ 2ｈａ） |
| 中間年の現状  （令和3年度末） | 4人（法人）  （ 5ｈａ） |
| 目　　標  （令和5年度末） | 8人（法人）  （ 10ｈａ） |

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①　関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

　② 企業参入の推進について

企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して企業の参入について推進を図る。

③　農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の調整を行う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３　「地域計画」の目標を達成するための役割

本市が作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認

　・農家への声掛け等による意向把握

　・「地域計画」に位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング

　・農地中間管理事業の活用の働きかけ

　・「地域計画」の定期的な見直しへの協力